〜特集・介護から医療へ〜 訪問看護における保険適応の 仕組みを徹底解説



※介護+医療で注目の集まる「ナーシングホーム」

前号でもお伝えさせていただいた、 介護事業から医療事業への参入につい て今回は更に詳しく解説致します。

今回は、「訪問看護事業における保 険適応の仕組み」についてです。やは り介護から医療へ参入という中で鍵に なるのが訪問看護です。

【訪問看護は介護保険によるサービス 提供と医療保険によるサービス提供が ある】

訪問看護=医療保険によるサービス 提供というわけではありません。基本 的に要介護認定を受けている方への訪 問看護のサービス提供は、介護保険の 適応になります。訪問看護の利用者が 介護保険、医療保険どちらの保険が適 応されるかは、利用者の「年齢」と 「疾病(状態)」によって判断されま す。

コチラまで

【医療保険が適応される利用者】

基本的に要介護認定を受けている65 歳以上の方は、介護保険が優先されま す。その中で医療保険が適応されるの は以下のような方になります。

- ・40歳未満で訪問看護が必要な方
- ・「厚生労働大臣が定める疾病等(= 別表7)」に該当する方

※これに該当する方は、週4回以上 の訪問看護利用も可能になる

事業者様にとって重要と考えられるのが、医療保険による訪問看護のサービス提供も行うことです。様々な方へのサービス提供をすることで、事業の幅も広がり、利用者さんからの信頼に繋がり、良い事業運営ができるでしょう。訪問看護の立ち上げや看護師の採用を含めてご検討いただけると幸いでございます。

弊社は、福祉施設の立ち上げをハード面だけでなくソフト面もサポートしていますので、是非一度ご相談ください。

~セミナー・相談会のご案内~

高齢者・障がい者のための住宅、介護施設の建設 について個別にご相談を承ります。

建築についての基本的な情報の他、全国の事例の ご紹介や、具体的な収支についてなどお伝えします。 また、不定期ですが座学セミナーも開催しております。 開催が決定いたしましたら、ホームページ等でお知らせ

致します。詳しくは

HPをご覧ください。

介護ビジネス研究会



担当:苅谷

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL:0120-337-301 FAX:0575-24-5733

http://www.koreisyajutaku.jp

mail:kariya@nodakensetsu.co.jp

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、右の欄にチェックを入れて 0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内 不要